

## ○長岡市附属機関設置条例（※一部抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4及び第202条の3の規定に基づく執行機関の附属機関の設置及び担任する事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 附属機関として別表に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任する事務は、別表右欄に掲げる事務とする。

（その他）

第3条 附属機関の組織、運営その他の必要な事項は、執行機関が別に定める。

別表（第2条関係）

附属機関名	附属機関の属する執行機関	担任する事務
長岡市表彰審査会	市長	市長の諮問に応じ、被表彰者の資格等について審査し、意見を具申する。
長岡市住宅対策委員会	〃	市長の諮問に応じ、住宅建設及び運営について審議検討し、意見を具申する。
長岡市予防接種健康被害調査委員会	〃	市長の諮問に応じ、予防接種による健康被害発生に際し、調査審議し、意見を具申する。
長岡市情報公開・個人情報保護審査会	〃	1 長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）第2条第1項第1号に規定する実施機関からの諮問に応じ、同条例第12条に規定する審査請求について審査し、意見を具申する。 2 長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第1号に規定する実施機関からの諮問に応じ、同条例第40条に規定する審査請求について審査し、意見を具申する。
長岡市情報公開・個人情報保護審議会	〃	1 長岡市個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定する実施機関が同条例に定めるところにより意見を聴くこととされている事項について、当該実施機関の諮問

		<p>に応じ、審議し、意見を具申する。</p> <p>2 市長の諮問に応じ、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、意見を具申する。</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べる。</p> <p>4 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、必要に応じ、市長に建議する。</p>
長岡市障害者施策推進協議会	〃	市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議し、意見を具申する。
長岡市PFI事業等事業者選定委員会	〃	<p>1 市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業又は当該事業に類する手法により実施する事業（以下「PFI事業等」という。）について、次に掲げる事項を調査審議し、意見を具申する。</p> <p>(1) 民間事業者の選定に係る基準に関する事項</p> <p>(2) 前号に掲げる事項のほか、PFI事業等の推進に関し市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長の諮問に応じ、PFI事業等に係る民間事業者の選定について審査し、意見を具申する。</p>
長岡市公立学校通学区域審議会	教育委員会	教育委員会の諮問に応じ、長岡市公立学校の通学区域の再編成及びこれに伴う学校の統廃合について調査審議し、意見を具申する。
長岡市文化財保護審議会	〃	教育委員会の諮問に応じ、市文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、意見を具申する。